

第 99 期 中間決算公告

2023 年 12 月 28 日

横浜市中区長者町 9 丁目 166 番地  
株式会社 神奈川銀行  
代表取締役頭取 近藤 和明

中間貸借対照表(2023年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	32,480	預	480,547
現金	4,954	当座預	20,697
預け	27,526	普通預	285,410
買入金銭債	82	貯蓄預	3,970
有価証券	95,818	通知預	4,186
国債	20,882	定期預	165,131
地方債	42,641	定期積	47
社債	18,672	その他の預	1,103
株	8,774	コーポラ	10,000
その他の証券	4,846	マネー	17,500
貸出	403,393	借入金	17,500
割引手形	1,143	借入	17,500
手形貸付	49,919	その他負債	1,406
証書貸付	329,806	未払法人税等	180
当座貸越	22,524	未払費用	84
外国為替	80	前受収益	390
外国他店預	80	給付補填備	0
その他資産	6,108	リース債	162
未収収益	382	その他の負債	586
その他の資産	5,725	賞与引当金	134
有形固定資産	3,959	退職給付引当金	619
建物	768	睡眠預金払戻損失引当金	13
土地	2,667	再評価に係る繰延税金負債	507
リース資産	159	支払承	221
その他の有形固定資産	363	負債の部合計	510,948
無形固定資産	27	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	27	資本金	6,191
繰延税金資産	35	資本剰余金	5,101
支払承諾見返	221	資本準備金	5,101
貸倒引当金	△2,484	利益剰余金	15,007
		利益準備金	1,090
		その他利益剰余金	13,917
		別途積立金	6,492
		繰越利益剰余金	7,424
		株主資本合計	26,300
		その他有価証券評価差額金	1,497
		土地再評価差額金	975
		評価・換算差額等合計	2,473
資産の部合計	539,722	純資産の部合計	28,773
		負債及び純資産の部合計	539,722

中間損益計算書( 2023年4月1日から  
2023年9月30日まで )

(単位：百万円)

科 目		金	額
経常	収益		4,770
資	金運用	3,669	
貸	出金	3,333	
預	証証券	316	
そ	の他	19	
の	の受	0	
役	務取	686	
受	入為	142	
そ	の他	544	
そ	の他	41	
外	国債	2	
国	債等	3	
所	の他	0	
の	の他	35	
償	却債	373	
株	式債	17	
所	の他	204	
の	の常	151	
経常	費用		4,231
資	金調達	34	
預	金の	35	
コ	の他	△2	
そ	の他	1	
役	務取	174	
支	払為	15	
そ	の他	159	
そ	の他	59	
国	債等	0	
所	の他	2	
の	の他	56	
営	業他	3,086	
所	の倒	876	
貸	引当	680	
貸	出金	10	
株	式等	37	
所	の他	148	
経特	常別		539
固	定資		2
税	引前	2	
法	人税		536
法	人税	157	
法	人税	△21	
中	間		136
			400

**【個別注記表】**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

**重要な会計方針****1. 有価証券の評価基準及び評価方法**

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

**2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法**

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

**3. 固定資産の減価償却の方法****(1) 有形固定資産（リース資産を除く）**

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～47年

その他 3年～20年

**(2) 無形固定資産（リース資産を除く）**

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

**(3) リース資産**

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもは零としております。

**4. 引当金の計上基準****(1) 貸倒引当金**

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先：破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先：現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先：要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権）である債務者

要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題のある債務者、業況が低調又は不安定な債務者など、今後の管理に注意を要する債務者

正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権等については、当該キャッシュ・フローを当初の約定

利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）等により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,888百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

**注記事項**

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額10百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,209 百万円
危険債権額	5,105 百万円
三月以上延滞債権額	- 百万円
貸出条件緩和債権額	743 百万円
合計額	9,058 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,143百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	55,293 百万円
担保資産に対応する債務	
コールマネー	10,000 百万円
借入金	17,500 百万円

上記のほか、為替決済、公金受託事務等の取引の担保として、預け金1百万円及びその他資産5,021百万円を差し入れております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、23,163百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが18,856百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基

づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法の規定により地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価格に合理的な調整を行って算出する方法。

7. 有形固定資産の減価償却累計額5,271百万円
8. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は9.46%であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益204百万円、償却債権取立益17百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、株式等売却損37百万円、株式等償却71百万円、貸出金償却10百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」であります。

## 1. 満期保有目的の債券 (2023年9月30日現在)

該当事項はありません。

## 2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2023年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等 株式	-	-	-
関連法人等株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	10
関連法人等株式	-

## 3. その他有価証券 (2023年9月30日現在)

	種類	中間貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照 表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	7,887	4,356	3,531
	債券	18,838	18,394	443
	国債	10,607	10,190	416
	地方債	6,325	6,304	21
	短期社債	-	-	-
	社債	1,905	1,900	5
	その他	532	473	58
	小計	27,258	23,225	4,033
中間貸借対照 表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	322	386	△63
	債券	63,359	64,554	△1,195
	国債	10,275	10,616	△340
	地方債	36,316	37,042	△726
	短期社債	-	-	-
	社債	16,767	16,895	△128
	その他	4,183	4,877	△694
	小計	67,864	69,818	△1,954
合計	95,123	93,043	2,079	

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
非上場株式	554
組合出資金	130
合計	684

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」  
（企業会計基準適用指針第31号）第24-16項に基づき、時価開示の対象と  
はしていません。

#### 4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期において、減損処理したものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%以上下落している銘柄及び時価が30%以上50%未満下落しており、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断し時価の回復可能性がないと認められる銘柄としております。

#### （税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	941百万円
退職給付引当金	189
減価償却額	57
未払事業税	22
その他	<u>225</u>
繰延税金資産小計	<u>1,435</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△818</u>
評価性引当額小計	<u>△818</u>
繰延税金資産合計	617
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	582
繰延税金負債合計	582
繰延税金資産の純額	<u>35百万円</u>

#### （1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 4,462,251,560円50銭  
 1株当たりの中間純利益金額 66,809,940円33銭  
 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 66,809,940円33銭



## 第 99 期 中間決算公告

2023 年 12 月 28 日

横浜市中区長者町 9 丁目 166 番地  
株 式 会 社 神 奈 川 銀 行  
代表取締役頭取 近 藤 和 明

連結貸借対照表(2023年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	32,480	預 金	480,525
買 入 金 銭 債 権	82	コールマネー及び売渡手形	10,000
有 価 証 券	95,808	借 用 金	17,500
貸 出 金	403,393	そ の 他 負 債	1,406
外 国 為 替	80	賞 与 引 当 金	134
そ の 他 資 産	6,109	退 職 給 付 に 係 る 負 債	444
有 形 固 定 資 産	3,959	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	13
建 物	768	繰 延 税 金 負 債	18
土 地	2,667	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	507
リ ー ス 資 産	159	支 払 承 諾	221
その他の有形固定資産	363	<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>510,770</b>
無 形 固 定 資 産	27	(純 資 産 の 部)	
その他の無形固定資産	27	資 本 金	6,191
支 払 承 諾 見 返	221	資 本 剰 余 金	5,101
貸 倒 引 当 金	△2,484	利 益 剰 余 金	15,020
		株 主 資 本 合 計	26,313
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,497
		土 地 再 評 価 差 額 金	975
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	121
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	2,594
		<b>純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>28,908</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>539,678</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>539,678</b>

中間連結損益計算書（2023年4月1日から  
2023年9月30日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	4,770
資 金 運 用 収 益	3,669
貸 出 金 利 息	3,333
有 価 証 券 利 息 配 当 金	316
預 け 金 利 息	19
そ の 他 の 受 入 利 息	0
役 務 取 引 等 収 益	686
そ の 他 業 務 収 益	41
そ の 他 経 常 収 益	372
償 却 債 権 取 立 益	17
そ の 他 の 経 常 収 益	355
経 常 費 用	4,229
資 金 調 達 費 用	34
預 金 利 息	35
コールマネー利息及び売渡手形利息	△2
そ の 他 の 支 払 利 息	1
役 務 取 引 等 費 用	174
そ の 他 業 務 費 用	60
営 業 経 費	3,083
そ の 他 経 常 費 用	876
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	680
貸 出 金 償 却	10
そ の 他 の 経 常 費 用	186
経 常 利 益	540
特 別 損 失	2
固 定 資 産 処 分 損	2
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	538
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	157
法 人 税 等 調 整 額	△21
法 人 税 等 合 計	136
中 間 純 利 益	401
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 利 益	401

**【連結注記表】**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

**中間連結財務諸表の作成方針****1. 連結の範囲に関する事項**

- (1) 連結される子会社及び子法人等 1社  
株式会社かなぎんビジネスサービス
- (2) 非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。

**2. 持分法の適用に関する事項**

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等  
該当ありません。
- (2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等  
該当ありません。

**3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項**

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次の通りであります。  
9月末日 1社

**会計方針に関する事項****1. 有価証券の評価基準及び評価方法**

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

**2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法**

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

**3. 固定資産の減価償却の方法****(1) 有形固定資産（リース資産を除く）**

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～47年  
その他 3年～20年

**(2) 無形固定資産（リース資産を除く）**

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

**(3) リース資産**

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもは零としております。

**4. 貸倒引当金の計上基準**

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先：破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先：現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先：要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権）である債務者

要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題のある債務者、業況が低調又は不安定な債務者など、今後の管理に注意を要する債務者

正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権等については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）等により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,888百万円であります。

## 5. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

## 6. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

## 7. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

## 8. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## (中間連結貸借対照表関係)

- 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,209 百万円
危険債権額	5,105 百万円
三月以上延滞債権額	- 百万円
貸出条件緩和債権額	743 百万円
合計額	9,058 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,143百万円であります。

- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 55,293 百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー 10,000 百万円

借入金 17,500 百万円

上記のほか、為替決済、公金受託事務等の取引の担保として、預け金1百万円及びその他資産5,021百万円を差し入れております。

- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、23,163百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが18,856百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資

未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法の規定により地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価格に合理的な調整を行って算出する方法。

6. 有形固定資産の減価償却累計額5,271百万円
7. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は9.51%であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益204百万円、償却債権取立益17百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、株式等売却損37百万円、株式等償却71百万円、貸出金償却10百万円を含んでおります。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1)参照）。また、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	32,480	32,135	△344
(2) コールローン及び買入手形	-	-	-
(3) 有価証券 その他有価証券	95,123	95,123	-
(4) 貸出金 貸倒引当金(*)	403,393 △2,444		
	400,949	400,035	△913
資産計	528,552	527,294	△1,258
(1) 預金	480,525	480,550	25
(2) 借入金	17,500	17,511	11
負債計	498,025	498,061	36

(\*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)(*2)	554
② 組合出資金(*3)	130

(\*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当中間連結会計期間における減損処理額は、非上場株式71百万円であります。

(\*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	20,882	42,641	-	63,524
社債	-	18,672	-	18,672
株式	7,787	422	-	8,209
その他	-	4,715	-	4,715
資産計	28,670	66,452	-	95,123

## (2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金預け金	-	32,135	-	32,135
貸出金	-	-	400,035	400,035
資産計	-	32,135	400,035	432,171
預金	-	480,550	-	480,550
借入金	-	17,511	-	17,511
負債計	-	498,061	-	498,061



(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 資産 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

## 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

## 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。金利スワップの特例処理又は為替予約等の振当処理の対象とされた貸出金については、当該金利スワップ又は為替予約等の時価を反映しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要と判断しレベル3の時価に分類しております。

## 預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（3ヶ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

## 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特定処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（3ヶ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

## (有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」であります。

## 1. 満期保有目的の債券（2023年9月30日現在）

該当事項はありません。

## 2. その他有価証券（2023年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	7,887	4,356	3,531
	債券	18,838	18,394	443
	国債	10,607	10,190	416
	地方債	6,325	6,304	21
	短期社債	-	-	-
	社債	1,905	1,900	5
	その他	532	473	58
	小計	27,258	23,225	4,033
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	322	386	△63
	債券	63,359	64,554	△1,195
	国債	10,275	10,616	△340
	地方債	36,316	37,042	△726
	短期社債	-	-	-
	社債	16,767	16,895	△128
	その他	4,183	4,877	△694
	小計	67,864	69,818	△1,954
合計		95,123	93,043	2,079

## 3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間において、減損処理したものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%以上下落している銘柄及び時価が30%以上50%未満下落しており、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容により判断し時価の回復可能性がないと認められる銘柄としております。

## (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 4,484,679,812円83銭

1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 66,953,157円50銭

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額 66,953,157円50銭